

大館市旅先納税事業実施要綱

(目的)

第1条

この要綱は、大館市への滞在時又は訪問前において、スマートフォンからふるさと納税を申し込むことができるサービス（以下「旅先納税事業」という。）を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(旅先納税の方法)

第2条

旅先納税事業を利用しようとする者（以下「旅先納税事業利用者」という。）は、専用のウェブサイトからふるさと納税を行うものとする。

(返礼品)

第3条

旅先納税事業に係る返礼品は、市内の加盟店で利用可能な電子商品券（以下「おおだてe街ギフト」という。）とし、旅先納税事業利用者は、寄附金額に応じて別表に定める額分のおおだてe街ギフトを取得するものとする。

- 2 おおだてe街ギフトの利用期限は、取得した日から起算して180日間とする。
- 3 おおだてe街ギフトの利用方法は、別に定める。

(加盟店となる要件)

第4条

加盟店となることができる事業者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) おおだてe街ギフト加盟店規約に同意していること。
- (2) 平成31年総務省告示第179条第5条の規定による地場産品基準に該当する商品又はサービスを提供していること。
- (3) 市外の店舗にておおだてe街ギフトの使用を制限できること。
- (4) 市税の滞納がないこと。
- (5) 各種法令、条例等に適した業務を行っていること。
- (6) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守すること。
- (7) 次のいずれにも該当しない者
 - ア 特定の宗教・政治団体と関わる場合や公序良俗に反する営業を行っている者。
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(加盟店登録)

第5条

おおだてe街ギフトの取扱い加盟店（以下「加盟店」という。）への参加希望者は、別に定める加盟店申込書等を提出しなければならない。

(補則)

第6条

この要綱に定めるもののほか、旅先納税の実施に必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年5月1日から施行する。

別表（第3条関係）

おおだてe街ギフト金額	寄附金額
1,800円分	6,000円以上の寄附で付与
3,000円分	10,000円以上の寄附で付与
9,000円分	30,000円以上の寄附で付与
15,000円分	50,000円以上の寄附で付与
30,000円分	100,000円以上の寄附で付与